

**令和6年度県全体の『危機管理能力』向上事業委託業務
公募型プロポーザル方式実施公告**

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年5月17日

長野県危機管理部消防課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度県全体の『危機管理能力』向上事業委託業務

(2) 業務の目的

しあわせ信州創造プラン3.0に掲げる「災害に強い県土づくり」を実現するため、各種データに基づき消防団員の確保や訓練の実施などの地域防災力を総合的に評価するとともに、令和6年能登半島地震を踏まえ、孤立集落の発生や多数の避難者発生などのリスクに対する危機対応力を総合的に評価し、市町村及び県の危機管理能力の向上を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

市町村及び県の地域防災力及び危機対応力の総合的な評価・分析を行い、向上策を整理する。

(4) 仕様等

別添「令和6年度県全体の『危機管理能力』向上事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

※仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後、提案内容等をふまえて契約当事者間の協議に基づき変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の仕様変更については、その都度委託者から協議します。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

① 業務の実施方針

② 地域防災力の評価・向上

ア 評価項目の選定

イ 評価方法及び評価結果の図化方法

ウ 評価結果を踏まえた地域防災力の向上策の整理方法

③ 危機対応力の評価・向上

ア 評価項目の選定

イ 評価方法及び図化方法

ウ 評価結果を踏まえた危機対応力の向上策の整理方法

④ 業務執行体制、能力

⑤ 業務実施スケジュール

⑥ 業務見積書

(6) 業務の実施場所

長野県内

(7) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

(8) 費用の上限額

8,723,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。
- (8) 長野県危機管理部消防課で行う打ち合わせ等に常時参加（Web参加含む）できる者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込

書を提出するものとします。提出期限（(5) ア）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課（所）・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県危機管理部消防課消防係 電 話 026-235-7182 (直通) F A X 026-233-4332 メール shobo@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限：令和6年5月27日（月）午後5時まで

（提出日は、土曜日、日曜日及び休日*を除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

【(注) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

イ 提出先：3(4)に同じ

ウ 提出方法：持参、郵送又はメール

ただし、郵送の場合は提出期限までに消防課に到達したもの、に限ります。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(4)ア）の3日前までに、書面により消防課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により消防課長に対し

て非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

受付場所：3(4)に同じ

受付時間：上記イの期間中、午前9時から午後5時まで
（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所：3(4)に同じ

(2) 受付期間：令和6年6月10日（月）午後5時まで
（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(3) 受付時間：午前9時から午後5時まで

(4) 受付方法：業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。

(5) 回答方法：消防課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年6月14日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書及び企画書

企画提案書（様式第8号）及び企画書（様式第8号の附表又は任意様式でも可）。

企画書は、仕様書（案）に示した内容を踏まえて作成してください。

なお、企画書は原則A4サイズで作成してください。

イ 経費見積書（任意様式）

ウ 会社概要やパンフレット

(2) 企画書記載上の留意事項

- ア 企画書は、仕様書（案）の内容を踏まえた上で、6 (5)の選定基準を参考に提案してください。
- イ 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1 (8) に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ウ 「7 再委託の予定」又は「8 企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。
- (3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
- ア 受付場所：3 (4) に同じ
- イ 受付時間：午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ウ 受付方法：業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。
- エ 回答方法：企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメールにより回答します。
- (4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法
- ア 提出期限：**令和6年6月17日（月）午後5時まで**
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は、午前9時から午後5時まで)
- イ 提出先：3 (4) に同じ
- ウ 提出部数：持参、郵送の場合は7部（原本1部、コピー6部）
- エ 提出方法：持参、郵送又はメール
- ※郵送の場合は提出期限までに消防課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。
- (5) 企画提案の選定基準
- 企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

審査項目	評価内容	配点
基本事項	・業務の趣旨、目的を理解しているか。	10
提案内容 (地域防災力の 評価・向上)	・評価項目は、災害に対する準備、対応、軽減など災害対応全般を総合的かつ効果的に評価するものとなっているか。 ・評価項目は、市町村及び県の今後の防災・危機管理対策	35

	<p>の見直しにつなげることを考慮したものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価に用いるデータは、評価項目に照らして適切なものになっているか。 ・評価方法は、市町村間を適切に比較評価するものとなっているか。 ・評価結果は、視覚的に分かりやすくグラフ等で図化されているか。 ・向上策の整理は、市町村や県全体の弱み・強みを踏まえたものとなっているか。 	
提案内容 (危機対応力の 評価・向上)	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目は、震災における潜在リスクへの対応について評価するものとなっているか。 ・評価項目は、市町村及び県の今後の防災・危機管理対策の見直しにつなげることを考慮したものとなっているか。 ・評価方法は、潜在的なリスクと対応力を適切に比較評価するものとなっているか。 ・評価結果は、視覚的に分かりやすくグラフ等で図化されているか。 ・向上策の整理は、市町村及び県全体の対応の充足・不足を踏まえたものとなっているか。 	35
業務履行の確実性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業が適切に行える体制を整えているか。 ・事業の実施スケジュールが現実的であるか。 	10
経費及び内訳の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・必要経費が適切に見積もられているか。 	10
合 計		100

(6) 企画提案の選定の方法

ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

イ 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。

ウ プレゼンテーションの実施日時及び場所

期日：令和6年6月21日（金）

時間：参加者へ個別に連絡します。

会場：参加者へ個別に連絡します。

方法：対面でのプレゼンテーションとします。

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書（様式第11号）により消防課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書（様式第12号）により消防課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、消防課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

ア (7) イの見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により消防課長に対して非該当理由について説明を求められます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

受付場所：3(4)に同じ

受付時間：上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(9) その他の留意事項

ア 企画提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添「契約書（案）」のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時まで）に、見積書（様式第14号）により消防課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、上記(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、消防課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否：必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口：3(4)と同じ
- (3) 必要に応じて参加申込及び提案内容に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。